

尾張旭市住宅用地球温暖化対策設備設置費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、尾張旭市補助金等交付規則（平成9年規則第15号）に定めるもののほか、住宅用地球温暖化対策設備（以下「設備」という。）を設置する者に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて必要な事項を定めるものとする。

(補助金の交付目的)

第2条 この補助金は、次条に規定する事業に助成を行うことにより、地球温暖化防止対策の一環として、市民の効率的なエネルギーの利用を積極的に支援し、省エネルギーの推進や温室効果ガスの排出抑制に寄与することを目的とする。

(補助対象事業)

第3条 この補助金の補助対象事業の名称及び概要は、次の表に定めるとおりとする。

名称	補助対象事業の概要
住宅用地球温暖化対策設備設置事業	別表第1に掲げる設備を次のように設置する事業 (1) 一体的導入 住宅用太陽光発電設備、家庭用エネルギー管理システム（HEMS）に加え、定置用リチウムイオン蓄電システム、電気自動車等充電設備、高性能外皮等、断熱窓改修のいずれか1つを同時設置 (2) 単独設置 ア 家庭用エネルギー管理システム（HEMS） イ 家庭用燃料電池システム（エネファーム） ウ 定置用リチウムイオン蓄電システム エ 電気自動車等充電設備 オ 太陽熱利用システム

(交付対象者)

第4条 この補助金の交付対象者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 自ら居住する市内の住宅（店舗等との併用住宅を含む。）に設備を新たに設置する者又は自ら居住するため建売住宅供給者等から市内の設備付き住宅（店舗等との併用住宅を含む。）を購入する者
- (2) 市税等に滞納のない者

(3) 設備の設置を別に定める期限までに行う者

(4) 尾張旭市暴力団排除条例（平成23年条例第14号）第2条に定める暴力団員及び尾張旭市が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する要綱第2条第4号に定める暴力団関係者に該当しない者

2 同一の補助対象設備に対する補助金の交付は、1世帯につき1回限りとする。ただし、第14条の規定による当該設備の処分の承認を必要とする期間が経過している場合は、この限りでない。

（補助対象経費）

第5条 この補助金の補助対象経費は、設備設置に要する経費であつて、別表第2に掲げる経費（消費税及び地方消費税を除く。）とする。

（補助金の額）

第6条 この補助金の額は、別表第2に掲げる額とし、複数の設備を同時に設置する場合は各設備の補助金額の合計とする。

2 前項に規定する額に100円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

（交付申請）

第7条 補助金の交付を受けようとする者は、別に定める交付申請受付期間内、かつ、設備の設置が完了する前に、尾張旭市住宅用地球温暖化対策設備設置費補助金交付申請書（第1号様式。以下「交付申請書」という。）に必要事項を記入の上、別表第3に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

（交付申請の受付）

第8条 市長は、補助金の交付申請予定額が予算の範囲を超えない限りにおいて交付申請書を先着順に受け付けるものとする。

2 市長は、補助金の交付申請予定額が予算の範囲を超えたときは、先着順に番号を付して補欠となる者（以下「補欠者」という。）として決定することができる。

3 市長は、前項の規定により補欠者を決定したときは、尾張旭市住宅用地球温暖化対策設備設置費補助金補欠決定通知書（第7号様式）により申請者に通知するものとする。

4 市長は、交付決定又は補助金交付額の確定の取消し、補助事業の中止等により補助金の交付申請予定額の総額が予算の範囲内となる事由が生じた場合は、補欠者を予算の範囲内で繰り上げて、交付申請書を受け付けるものとする。

（交付決定）

第9条 市長は、第7条の規定により交付申請書が提出されたとき及び前条第4項の規定により交付申請書を受け付けたときは、その内容を審査し、補助金の交付を決定したときは、尾張旭市住宅用地球温暖化対策設備設置費補助金交付決定通知書（第5号様式）により通知するものとする。

2 市長は、補助金を交付しない決定をしたときは、尾張旭市住宅用地球温暖化対策設備設置費補助金不交付決定通知書（第6号様式）により申請者に通知する。

（変更等の申請）

第10条 前条第1項の通知を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、交付の決定内容を変更しようとするとき、設備の設置を中止しようとするとき又は別表第1に掲げる設備の内容、設備の仕様及び条件の規定に適合しない設備を設置することとなったときは、速やかに尾張旭市住宅用地球温暖化対策設備設置費補助金変更等承認申請書（第8号様式）にその変更内容の分かる書類を添え、市長に提出し、承認を受けなければならない。

2 前項の変更により、補助金の交付決定額を増額することはできない。

3 市長は、第1項の申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、尾張旭市住宅用地球温暖化対策設備設置費補助金変更等承認通知書（第9号様式）により交付決定者に通知するものとする。

（実績報告）

第11条 交付決定者は、設備の設置が完了した日から起算して60日以内又は当該年度の3月15日（同日が閉庁日に当たる場合は直前の開庁日）のいずれか早い日までに、尾張旭市住宅用地球温暖化対策設備設置費補助金交付実績報告書（第10号様式。以下「実績報告書」という。）に別表第4に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

（補助金の額の確定及び通知）

第12条 市長は、前条の規定により実績報告書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、尾張旭市住宅用地球温暖化対策設備設置費補助金交付額確定通知書（第12号様式）により通知するものとする。

（補助金の請求及び交付）

第13条 前条の規定により補助金の額の確定を受けた者（以下「補助額確定者」という。）は、市長に尾張旭市住宅用地球温暖化対策設備設置費補助金交付請求書（第13号様式）を提出し、市長は、この請求に基づき補助金を交付するものとする。

（処分の承認）

第14条 補助額確定者は、対象設備を別表第5に掲げる期間内に処分しようとするときは、あらかじめ尾張旭市住宅用地球温暖化対策設備設置費補助金処分承認申請書（第14号様式。以下「処分承認申請書」という。）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の処分承認申請書を受理したときは、その内容を審査し、必要に応じて調査を行い、対象設備の処分を承認する場合は、交付決定者に通知するものとする。

（交付決定の取消し）

第15条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金の交付の条件に違反したとき。
- (3) 対象設備を別表第5に掲げる期間内に処分したとき。

2 前項の規定は、補助金の額の確定をした後においても適用する。

3 市長は、第1項の規定による取消しをした場合は、尾張旭市住宅用地球温暖化対策設備設置費補助金交付決定取消通知書（第15号様式）により交付決定者に通知するものとする。

（補助金の返還）

第16条 市長は、前条の規定により補助金の交付決定の取消しをした場合、当該取消しに係る部分に関して既に補助金を交付しているときは、補助金の返還を命ずることができる。

（協力）

第17条 市長は、必要があるときは、補助金の交付を受けて設備を設置した者に対し、運転状況に関するデータの提供その他の協力を求めることができる。

（委任）

第18条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、令和9年3月31日までの間に見直しを行うものとする。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表第1（第3条関係）

設備の区分	設備の内容	設備の仕様及び条件
住宅用太陽光発電設備	太陽電池を利用して電気を発生させるための設備及びこれに付属する設備であって、設置された住宅において電気が消費されるもので、かつ、太陽電池の最大出力（構成する太陽電池モジュールの公称最大出力の合計）が50キロワット未満のもの	<p>1 太陽電池の出力を監視する等により、全自動運転（自動起動・自動停止）を行うものであること。</p> <p>2 構成要素は、次に規定する要件に該当するものであること。</p> <p>（1）太陽電池モジュールは、一般財団法人電気安全環境研究所（以下「JET」という。）の太陽電池モジュール認証を受けたもの又はそれに準じた性能を持つものであること。また、IEC規格に基づき、JETが認証した太陽電池モジュール、又は、IECEE-PV-FCS制度に加盟している海外認証機関の認証についても同等と判断する。</p> <p>（2）接続箱、直流側開閉器及び交流側開閉器は、電気設備に関する技術基準を定める省令（平成9年通商産業省令第52号。以下「省令」という。）及び内線規程（JEAC8001）に準拠していること。</p> <p>（3）インバータ・保護装置は、「電気設備技術基準の解釈」等に基づく任意認証制度基準に準拠していること。なお、その地域を電力供給区域とする電気事業者</p>

		<p>が個別に認めたものも認める。</p> <p>(4) 発生電力量計は、太陽光発電システムが発電し、負荷及び商用系統に逆潮流した太陽光発電システムの全発電電力量を測定できるものであること。</p> <p>(5) 余剰電力販売用電力量計は、太陽光発電システムを設置した地域を電力供給区域とする電気事業者の仕様に適合するものであること。</p> <p>3 工事、施工にあつては、省令及び内線規程（J E A C 8 0 0 1）に準拠していること。</p> <p>4 未使用品であり、リース品でないこと。</p> <p>5 供給する電力を居住の用に供する部分で使用する目的で設置されるものであり、送配電事業者の系統に接続する場合は低圧連系の承諾を得ていること。また、売電を行う場合は全量買取方式ではなく余剰買取方式によること。</p>
<p>家庭用エネルギー管理システム（HEMS）</p>	<p>家庭での電力使用量等を自動で実測し、エネルギーの「見える化」を図るとともに、機器の電力使用量などを調整する制御機能を有するもの</p>	<p>1 「ECHONET Lite」規格を標準インターフェイスとして搭載しているものであること。</p> <p>2 タブレット、スマートフォン、パソコン又は家庭用エネルギー管理システムに付随する専用モニターにより、電力使用量</p>

		<p>を表示できるものであること。</p> <p>3 住宅全体の電力使用量を30分間隔以内で計測し、1時間以内の単位で1か月以上、1日以内の単位で13か月以上蓄積できるものであること。</p> <p>4 分岐回路単位の電力使用量、部屋単位の電力使用量、電気機単位の電力使用量のいずれかを30分間隔以内で計測し、1時間以内の単位で1か月以上、1日以内の単位で13か月以上蓄積できるものであること。</p> <p>ただし、燃料電池で発電された発電量、太陽光発電設備の設置による発電量及び売電量、蓄電池の設置による充電量及び放電量（以下「発電量及び充電量等」という。）のいずれかを計測し、蓄積できる場合は、この限りでない。</p> <p>5 1つ以上の設備又は電気機器に対して、電力使用量を削減するための制御又は蓄電池等の蓄エネルギー設備を用いたピークカット、ピークシフト制御を自動的（使用者の確認を介した半自動制御を含む。）に実行できるものであること。</p> <p>6 太陽光発電設備等の創エネルギー設備及び蓄電池等の蓄エネルギー設備との接続機能を有しており、発電量等、充電量等の情報が取得又は計測できるものであること。</p>
--	--	---

		<p>7 電力使用量に関わる情報に基づき、電力使用量の削減を促す情報提供を行うことができるものであること（目標達成状況を提示する省エネ評価を含む。）。</p> <p>8 未使用品であり、リース品でないこと。</p>
家庭用燃料電池システム（エネファーム）	燃料電池ユニット及び貯湯ユニット等から構成され、都市ガス、LPガス等から燃料となる水素を取り出して空気中の酸素と反応させて発電し、発電時の排熱を給湯等に利用できるもの	<p>1 一般社団法人燃料電池普及促進協会により登録されているものであること。</p> <p>2 未使用品であり、リース品でないこと。</p>
定置用リチウムイオン蓄電システム	リチウムイオン蓄電池部（リチウムイオンの酸化及び還元で電氣的にエネルギーを供給する蓄電池をいう。）及びインバータ等の電力変換装置を備え、再生可能エネルギーにより発電した電力又は夜間電力を繰り返し蓄え、停電時や電力需要ピーク時等に、必要に応じて電気を活用することができるもの	<p>1 国の補助事業における補助対象機器として一般社団法人環境共創イニシアチブ（S I I）により登録されているものであること。</p> <p>2 未使用品であり、リース品でないこと。</p>

電気自動車等充給電設備	電気自動車又はプラグインハイブリッド自動車（以下「電気自動車等」という。）への充電及び電気自動車等から分電盤を通じた住宅への電力の供給が可能なもの	<ol style="list-style-type: none"> 1 国の補助事業における補助対象機器として一般社団法人次世代自動車振興センターにより登録されているものであること。 2 未使用品であり、リース品でないこと。
太陽熱利用システム	太陽エネルギーを熱エネルギーに変換して、水などの熱媒体を加熱する集熱器とその熱媒体を貯める貯湯部又は蓄熱槽で構成されるシステムで、集熱器と貯湯部の間を自然循環作用によって熱輸送を行い、給湯に利用するもの（以下「自然循環型」という。）又は集熱器と蓄熱槽の間を強制循環によって熱輸送を行い、給湯、暖房等に利用するもの、若しくは集熱器で暖められた空気を集熱ファンにより強制的に室内に送風し、暖房等に利用するもの（以下「強制循環型」という。）	<ol style="list-style-type: none"> 1 一般財団法人ベターリビングの優良住宅部品（BL部品）の認定を受けたもの又はそれと同等の機能を有するものであること。 2 未使用品であり、リース品でないこと。
高性能外皮等	新築の戸建て住宅のうち、ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス（外皮の高断熱化及び高効率な省エネルギー設備を備え、再生可能エネ	<ol style="list-style-type: none"> 1 次の（１）又は（２）のいずれかを満たすこと。 <ol style="list-style-type: none"> （１） BELS（建築物のエネルギー消費性能に関し販売事業者等が表示すべき事項及び表示の方法その他建築物

	<p>ルギー等により年間の一次エネルギー消費量が正味ゼロ又はマイナスの住宅。以下「ZEH」という。)に必要な高断熱外皮、空調設備、給湯設備（家庭用燃料電池システムを除く。）及び換気設備</p>	<p>のエネルギー消費性能の表示に際して販売事業者等が遵守すべき事項（令和5年国土交通省告示第970号）に基づき一般社団法人住宅性能評価・表示協会が運用する建築物省エネルギー性能表示制度をいう。）の評価機関から受けた評価により、次に規定するいずれの要件も満たすことが確認できる住宅に係る設備であること。</p> <p>（ア）住宅の外皮性能がZEH強化外皮基準以上であること。</p> <p>（イ）設計一次エネルギー消費量が、再生可能エネルギー等を除き、基準一次エネルギー消費量から20%以上削減されていること。</p> <p>（ウ）住宅の敷地内に再生可能エネルギーを導入すること。（一体的導入の要件として太陽光発電施設の導入は必須）</p> <p>（エ）設計一次エネルギー消費量が、再生可能エネルギー等を加えて、基準一次エネルギー消費量から100%以上削減</p>
--	--	--

		<p>されていること。</p> <p>(2) 前記(ア)から(エ)の基準以上を補助の要件とする国の補助事業を受けることにより、いずれの要件も満たすことが確認できる住宅に係る設備であること。</p> <p>2 未使用品であり、リース品でないこと。</p>
断熱窓改修	<p>既存の戸建住宅の窓に対し、内窓の取付け若しくは外窓の交換又はガラスの交換（ガラス交換、カバー工法（既存窓枠を取り外さずに、その枠の上から新しい窓を取り付ける方法をいう。）及び建具交換（障子部分である建具及びガラスを一体として交換することをいう。））による断熱窓改修</p>	<p>1 1つ以上の居間又は主たる居室（就寝を除き日常生活上在室時間が長い居室等）を改修すること。</p> <p>2 導入する窓は、原則、改修する居室等の外皮部分（外気に接する部分）全てに設置、施工すること。</p> <p>3 改修後の熱貫流率が4.65 W/m²・K以下になること。</p> <p>4 未使用品であり、リース品でないこと。</p>

別表第2（第5条、第6条関係）

設備の区分	補助対象経費	補助金の額
住宅用太陽光発電設備	太陽電池モジュール、架台、接続箱、直流側開閉器、交流側開閉器（サービスブレーカー）、インバータ・保護装置、発生電力量計、余剰電力販売用電力量計及び配線器具の購入並びにこれらの設置に係る工事（据付・配線工事等）に関する費用	補助対象経費の合計額に4分の1を乗じて得た額であって、10,000円に設備を構成する太陽電池モジュールの最大出力（単位はキロワットとし、小数点以下2桁未満は四捨五入とする。出力4キロワットを超える設備にあつては、4キロワットとする。）を乗じて得た額を上限とする。
家庭用エネルギー管理システム（HEMS）	データ集約機器（計測結果を集約し、記録に係るサーバー等の装置等）、通信装置（ゲートウェイ装置、通信アダプタ等）、制御装置（機器の制御に係るコントローラ等）、モニター装置（独自端末等）及び計測機器（電力使用量の計測に係る電力量センサ、電流計、タップ型電力計等）の購入並びにこれらの設置に係る工事（据付・配線工事、セットアップ等）に関する費用	補助対象経費の合計額に4分の1を乗じて得た額であって、8,000円を上限とする。
家庭用燃料電池システム（エネファーム）	設備本体及び付属品（独自モニター等）の購入並びにこれらの設置に係る工事（据付・配線・配管工事等）に関する費用	補助対象経費の合計額に4分の1を乗じて得た額であって、80,000円を上限とする。
定置用リチウムイオン蓄電システム	設備本体（蓄電池部、電力変換装置等）及び付属品（キュービクル、独自計測表示装置）の購入並びにこれらの設置	補助対象経費の合計額に4分の1を乗じて得た額であって、80,000円を上限とする。

		に係る工事（据付・配線工事等）に関する費用	
電気自動車等充給電設備		設備本体及び付属品（充電コネクタ、ケーブル等）の購入並びに工事（据付・配線工事等）に関する費用	補助対象経費の合計額に4分の1を乗じて得た額であって、40,000円を上限とする。
太陽熱利用システム	自然循環型	設備本体（集熱部、貯湯部、蓄熱部等）及び付属品（配線・配管器具）の購入並びに工事（据付・配線・配管工事等）に関する費用	補助対象経費の合計額に4分の1を乗じて得た額であって、12,000円を上限とする。
	強制循環型		補助対象経費の合計額に4分の1を乗じて得た額であって、38,000円を上限とする。
高性能外皮等	高断熱外皮	外壁、外気に接する天井、屋根、最下階の床、基礎に用いる断熱材及び窓（ガラス、サッシ）の購入並びに設置に関する費用	補助対象経費の合計額に4分の1を乗じて得た額であって、80,000円を上限とする。
	空調設備	冷暖房設備の熱源機及び室内機（エアコンのみ）の購入並びに設置に関する費用	
	給湯設備	給湯設備の熱源機及び貯湯タンクの購入並びに設置に関する費用（家庭用燃料電池システムを除く。）	
	換気設備	換気設備（24時間換気設備）の本体の購入及び設置に関する費用	
断熱窓改修		改修に係る設備の購入及び設置に関する費用	補助対象経費の合計額に4分の1を乗じて得た額であって、48,000円を上限とする。

別表第3（第7条関係）

設備の区分	提出書類
共通	<ol style="list-style-type: none"> 1 工事請負契約書又は売買契約書の写し 2 経費の内訳が明記されている書類（見積書等の写し） 3 設備が設置される住宅の位置図 4 設備設置前の現況写真（住宅の全景を含む。） 5 申請等の手続を委任する場合は委任状（第2号様式） 6 市税の納付状況等調査同意書（第3号様式） 7 申請者と建物所有者が異なる場合は、建物所有者同意書（第4号様式） 8 その他市長が必要と認める書類
家庭用エネルギー管理システム（HEMS）、家庭用燃料電池システム（エネファーム）、定置用リチウムイオン蓄電システム、電気自動車等充電設備、太陽熱利用システム及び断熱窓改修	設備の規格等がわかるパンフレット等
高性能外皮等	BELSの評価機関が発行するBELS評価書でZEHマークの記載があるものの写し。ただし、別表第1の設備の仕様及び条件1（2）におけるZEHの基準以上を補助の要件とする国の補助事業を受ける場合、補助金交付申請書及び実施計画書の写し等（交付決定を受けている場合は交付決定通知の写しも含む。）
断熱窓改修	断熱窓改修位置が明示された図面（現況写真と対照できるもの）

別表第4（第11条関係）

設備の区分	提出書類
共通	<ol style="list-style-type: none"> 1 設備の設置費に係る領収書の写し 2 領収経費の内訳が明記されている書類（補助対象経費が確認できるもの） 3 設備の設置状況を示す写真（住宅の全景を含む。） 4 その他市長が必要と認める書類
住宅用太陽光発電設備	<ol style="list-style-type: none"> 1 太陽光発電設備概要書（第11号様式） 2 送配電事業者の系統に接続する場合は、事業者の発行する「発電設備の連系に関するお知らせ」等の電力受給契約を証明する書類の写し
家庭用エネルギー管理システム（HEMS）、家庭用燃料電池システム（エネファーム）、定置用リチウムイオン蓄電システム、電気自動車等充給電設備及び太陽熱利用システム	設備の保証書の写し
高性能外皮等	<ol style="list-style-type: none"> 1 ZEHを構成する設備の設置状況を示す写真 2 国の補助事業の交付を受ける場合は、補助金額確定通知書等の写し 3 住宅の引渡証明書等（引渡日が確認できる書類）
断熱窓改修	<ol style="list-style-type: none"> 1 改修の着工前及び着工後の状況を示す写真（改修箇所の全てを示したもの） 2 断熱窓改修位置が明示された図面（写真と対照できるもの） 3 改修に使用したガラス、サッシ等の性能を証する書類

別表第5（第14条関係）

設備の区分	処分の承認を必要とする期間
住宅用太陽光発電設備	設置が完了した日から17年
家庭用エネルギー管理システム（HEMS）	設置が完了した日から5年
家庭用燃料電池システム（エネファーム）	設置が完了した日から6年
定置用リチウムイオン蓄電システム	設置が完了した日から6年
電気自動車等充給電設備	設置が完了した日から5年
太陽熱利用システム	設置が完了した日から15年
高性能外皮等	設置が完了した日から6年
断熱窓改修	設置が完了した日から6年

第1号様式（第7条関係）

尾張旭市住宅用地球温暖化対策設備設置費補助金交付申請書

年 月 日

尾張旭市長 殿

申請者 〒

住所

氏名

電話

尾張旭市住宅用地球温暖化対策設備設置費補助金交付要綱第7条の規定により、次のとおり補助金の交付を申請します。

（設置内容）

1 設備設置場所	
2 設備設置住宅の所有者名 (共有名義の場合、共有者の氏名も記載)	
3 設備の区分	<input type="checkbox"/> 住宅用太陽光発電設備 + 家庭用エネルギー管理システム (HEMS) + (次の設備の中から1つを選択) <input type="checkbox"/> 定置用リチウムイオン蓄電システム <input type="checkbox"/> 高性能外皮等 <input type="checkbox"/> 電気自動車等充給電設備 <input type="checkbox"/> 断熱窓改修
	<input type="checkbox"/> 家庭用エネルギー管理システム (HEMS)
	<input type="checkbox"/> 家庭用燃料電池システム (エネファーム)
	<input type="checkbox"/> 定置用リチウムイオン蓄電システム
	<input type="checkbox"/> 電気自動車等充給電設備
<input type="checkbox"/> 太陽熱利用システム (<input type="checkbox"/> 自然循環型 <input type="checkbox"/> 強制循環型)	
4 補助金交付申請予定額	円
(100円未満切り捨て)	
5 施工業者名	
所在地	〒
	連絡先
6 設備設置完了予定日	年 月 日
7 補助金交付対象	<input type="checkbox"/> ①既存住宅 <input type="checkbox"/> ②新築住宅 <input type="checkbox"/> ③建売住宅
	(②③の場合居住予定 年 月)

8 添付書類

(1) 共通

- ア 工事請負契約書又は売買契約書の写し
- イ 経費の内訳が明記されている書類（見積書等の写し）
- ウ 設備が設置される住宅の位置図
- エ 設備設置前の現況写真（住宅の全景を含む。）
- オ 申請等の手続を委任する場合は委任状（第2号様式）
- カ 市税の納付状況等調査同意書（第3号様式）
- キ 申請者と建物所有者が異なる場合もしくは共有者がいる場合は、建物所有者同意書（第4号様式）
- ク その他市長が必要と認める書類（確認事項チェックシート）

(2) 家庭用エネルギー管理システム、家庭用燃料電池システム、定置用リチウムイオン蓄電システム、電気自動車等充給電設備、太陽熱利用システム及び断熱窓改修

設備の規格等がわかるパンフレット等

(3) 高性能外皮等

BELSの評価機関が発行するBELS評価書でZEHマークの記載があるものの写し（ZEHの基準以上を補助の要件とする国の補助事業を受ける場合は、補助金交付申請書及び実施計画書の写し等（交付決定を受けている場合は交付決定通知の写しも含む。））

(4) 断熱窓改修

断熱窓改修位置が明示された図面（現況写真と対照できるもの）

（設備の概要）

住宅用太陽光発電設備

メーカー名																						
太陽電池モジュールの形式名	①																					
	②																					
	③																					
	④																					
	⑤																					
太陽電池モジュールの公称最大出力と使用枚数	①					.		W	×					枚	=					.		W
	②					.		W	×					枚	=					.		W
	③					.		W	×					枚	=					.		W
	④					.		W	×					枚	=					.		W
	⑤					.		W	×					枚	=					.		W
合計					.		W						⇒						.		k W	

家庭用エネルギー管理システム（HEMS）

メーカー名	
機器型番	

家庭用燃料電池システム（エネファーム）

メーカー名	
機器型番	
発電出力	k W

定置用リチウムイオン蓄電システム

メーカー名	
パッケージ型番	
蓄電容量	k W h

電気自動車等充給電設備

メーカー名	
型式	

太陽熱利用システム

メーカー名	
システム型式	

高性能外皮等

熱貫流率	W / m ² K
太陽光を除く一次エネルギー消費削減率	%

区分	種類	
高断熱外皮		
空調設備	(冷房) <input type="checkbox"/> 高効率個別エアコン <input type="checkbox"/> ヒートポンプ式セントラル空調システム <input type="checkbox"/> その他 ()	(暖房) <input type="checkbox"/> 高効率個別エアコン <input type="checkbox"/> パネルラジエーター <input type="checkbox"/> 温水式床暖房 <input type="checkbox"/> ヒートポンプ式セントラル空調システム <input type="checkbox"/> その他 ()
※主たる居室に設置した設備について記入してください。		
給湯設備	<input type="checkbox"/> 電気ヒートポンプ給湯機 (エコキュート等) <input type="checkbox"/> 潜熱回収型ガス給湯機 (エコジョーズ等) <input type="checkbox"/> 潜熱回収型石油給湯機 (エネフィール等) <input type="checkbox"/> ガスエンジン給湯機 (エコウィル等) <input type="checkbox"/> ヒートポンプ・ガス瞬間式併用型給湯機 (ハイブリッド給湯機) <input type="checkbox"/> 太陽熱利用設備 <input type="checkbox"/> その他 ()	
換気設備		

断熱窓改修

メーカー名	
機器型番	
熱貫流率	W / m ² K

第2号様式（第7条関係）

委 任 状

（代理人） 〒

住 所

会 社 名

代表者名

担当者名

電 話

私は、尾張旭市住宅用地球温暖化対策設備設置費補助金交付申請等を行うに
当たり、上記の者を代理人として定め、事務に関する権限を委任します。

（委任事項）

- 地球温暖化対策設備設置費補助金交付申請に関する手続
- 地球温暖化対策設備設置費補助金変更等承認申請に関する手続
- 地球温暖化対策設備設置費補助金交付実績報告に関する手続
- 地球温暖化対策設備設置費補助金交付請求に関する手続
- 上記を含む補助金交付に関する手続全て

年 月 日

（委任者）

住所

氏名

電話

第3号様式（第7条関係）

市税の納付状況等調査同意書

年 月 日

尾張旭市長 殿

住所

氏名

私は、尾張旭市住宅用地球温暖化対策設備設置費補助金についての交付申請に伴い、私の市税の納付状況及び住民登録の有無について尾張旭市が調査することに同意します。

なお、私は、尾張旭市暴力団排除条例（平成23年条例第14号）第2条に定める暴力団員及び尾張旭市が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する要綱第2条第4号に定める暴力団関係者に該当しないことを確約します。

第4号様式（第7条関係）

建物所有者同意書

年 月 日

尾張旭市長 殿

所有者 住所
氏名
電話

申請者 住所
氏名
電話

私の所有する建物に申請者が地球温暖化対策設備を設置することについて同意します。

設備設置場所

第5号様式（第9条関係）

尾張旭市住宅用地球温暖化対策設備設置費補助金交付決定通知書

第 号
年 月 日

様

尾張旭市長 印

年 月 日付で交付申請のあった尾張旭市住宅用地球温暖化対策設備設置費補助金について、次のとおり交付することに決定しますので、尾張旭市住宅用地球温暖化対策設備設置費補助金交付要綱（以下「要綱」という。）第9条の規定により通知します。

1 受付番号

2 受理年月日

3 設備の区分

4 補助金交付決定額

5 関連事項

- (1) 設備の設置完了後に実績報告書（第10号様式）を提出してください。
- (2) 本通知後、内容を変更しようとするとき、設備の設置を中止しようとするとき又は要綱別表第1に掲げる設備の内容、設備の仕様及び条件の規定に適合しない設備を設置することとなったときは、変更等承認申請書（第8号様式）を提出してください。

第6号様式（第9条関係）

尾張旭市住宅用地球温暖化対策設備設置費補助金不交付決定通知書

第 号
年 月 日

様

尾張旭市長 印

年 月 日付けで交付申請のあった尾張旭市住宅用地球温暖化対策設備設置費補助金については、不交付となりますので、尾張旭市住宅用地球温暖化対策設備設置費補助金交付要綱第9条第2項の規定により通知します。

- 1 受付番号
- 2 受理年月日
- 3 設備の区分
- 4 不交付の理由

第7号様式（第8条関係）

尾張旭市住宅用地球温暖化対策設備設置費補助金補欠決定通知書

第 号
年 月 日

様

尾張旭市長 印

年 月 日付けで交付申請のあった尾張旭市住宅用地球温暖化対策設備設置費補助金について、次のとおり補欠とすることに決定しますので、尾張旭市住宅用地球温暖化対策設備設置費補助金交付要綱第8条第3項の規定により通知します。

- 1 受付番号
- 2 受理年月日
- 3 補欠番号
- 4 設備の区分
- 5 関連事項

第8号様式（第10条関係）

尾張旭市住宅用地球温暖化対策設備設置費補助金変更等承認申請書

年 月 日

尾張旭市長 殿

〒

申請者 住所
氏名
電話

年 月 日付で交付決定を受けた尾張旭市住宅用地球温暖化対策設備設置費補助金について、尾張旭市住宅用地球温暖化対策設備設置費補助金交付要綱第10条第1項の規定により、次のとおり補助金交付申請内容の変更を申請します。

- 1 受付番号
- 2 変更の内容
- 3 変更の理由

第9号様式（第10条関係）

尾張旭市住宅用地球温暖化対策設備設置費補助金変更等承認通知書

第 号
年 月 日

様

尾張旭市長 印

年 月 日付で通知した尾張旭市住宅用地球温暖化対策設備設置費補助金の交付決定について、次のとおり変更の承認をしましたので通知します。

- 1 受付番号
- 2 承認内容

第10号様式（第11条関係）

尾張旭市住宅用地球温暖化対策設備設置費補助金交付実績報告書

年 月 日

尾張旭市長 殿

申請者 〒

住所

氏名

電話

年 月 日をもって住宅用地球温暖化対策設備の設置が完了しましたので、尾張旭市住宅用地球温暖化対策設備設置費補助金交付要綱第11条の規定により、次のとおり報告します。

1 受付番号		
2 交付決定年月日 年 月 日		
3 設備設置場所		
4 設備 の 区 分	<input type="checkbox"/> 一体的導入 <input type="checkbox"/> 住宅用太陽光発電設備+家庭用エネルギー管理システム（HEMS） +（次の設備の中から1つを選択） [<input type="checkbox"/> 定置用リチウムイオン蓄電システム <input type="checkbox"/> 高性能外皮等 <input type="checkbox"/> 電気自動車等充給電設備 <input type="checkbox"/> 断熱窓改修]	
	<input type="checkbox"/> 単体設置	
	<input type="checkbox"/> 家庭用エネルギー管理システム（HEMS）	
	<input type="checkbox"/> 家庭用燃料電池システム（エネファーム）	
	<input type="checkbox"/> 太陽熱利用システム（ <input type="checkbox"/> 自然循環型 <input type="checkbox"/> 強制循環型）	
5 補助金交付決定額 円		
6 設備 設置 経 費	住宅用太陽光発電設備 円	家庭用エネルギー管理システム 円
	家庭用燃料電池システム 円	定置用リチウムイオン蓄電システム 円
	電気自動車等充給電設備 円	高性能外皮等 円
	断熱窓改修 円	太陽熱利用システム 円

7 添付書類

(1) 共通

- ア 設備の設置費に係る領収書の写し
- イ 領収経費の内訳が明記されている書類（補助対象経費が確認できるもの）
- ウ 設備の設置状況を示す写真（住宅の全景を含む。）
- エ その他市長が必要と認める書類（確認事項チェックシート）

(2) 住宅用太陽光発電設備

- ア 太陽光発電設備概要書（第11号様式）
- イ 送配電事業者の系統に接続する場合は、事業者の発行する「発電設備の連系に関するお知らせ」等の電力受給契約を証明する書類の写し

(3) 家庭用エネルギー管理システム、家庭用燃料電池システム、定置用リチウムイオン蓄電システム、電気自動車等充給電設備及び太陽熱利用システム

設備の保証書の写し

(4) 高性能外皮等

- ア ZEHを構成する設備の設置状況を示す写真
- イ 国の補助事業の交付を受ける場合は、補助金額確定通知書等の写し
- ウ 住宅の引渡証明書等（引渡日が確認できる書類）

(5) 断熱窓改修

- ア 改修の着工前及び着工後の状況を示す写真（改修箇所の全てを示したもの）
- イ 断熱窓改修位置が明示された図面（写真と対照できるもの）
- ウ 改修に使用したガラス、サッシ等の性能を証する書類

（設備の概要）

家庭用エネルギー管理システム（HEMS）

製造者（メーカー）名	
機器型番	

家庭用燃料電池システム（エネファーム）

製造者（メーカー）名	
機器型番	
発電出力	k W

定置用リチウムイオン蓄電システム

製造者（メーカー）名	
パッケージ型番	
蓄電容量	k W h

電気自動車等充給電設備

製造者（メーカー）名	
型式	

太陽熱利用システム

メーカー名	
システム型式	

高性能外皮等

熱貫流率			W / m ² K
太陽光を除く一次エネルギー消費削減率			%
区分	種類		
高断熱外皮			
空調設備	(冷房)	(暖房)	
	<input type="checkbox"/> 高効率個別エアコン <input type="checkbox"/> ヒートポンプ式セントラル空調システム <input type="checkbox"/> その他 ()	<input type="checkbox"/> 高効率個別エアコン <input type="checkbox"/> パネルラジエーター <input type="checkbox"/> 温水式床暖房 <input type="checkbox"/> ヒートポンプ式セントラル空調システム <input type="checkbox"/> その他 ()	
※主たる居室に設置した設備について記入してください。			
給湯設備	<input type="checkbox"/> 電気ヒートポンプ給湯機 (エコキュート等) <input type="checkbox"/> 潜熱回収型ガス給湯機 (エコジョーズ等) <input type="checkbox"/> 潜熱回収型石油給湯機 (エネフィール等) <input type="checkbox"/> ガスエンジン給湯機 (エコウィル等) <input type="checkbox"/> ヒートポンプ・ガス瞬間式併用型給湯機 (ハイブリッド給湯機) <input type="checkbox"/> 太陽熱利用設備 <input type="checkbox"/> その他 ()		
換気設備			

断熱窓改修

メーカー名	
機器型番	
熱貫流率	W / m ² K

太陽光発電設備概要書

1 補助対象システムの概要

項 目		内 容
太陽電池モジュール	(1)	① 太陽電池モジュール形式名
		② 製造者名
		③ 太陽電池の公称最大出力と使用枚数
	(2)	① 太陽電池モジュール形式名
		② 製造者名
		③ 太陽電池の公称最大出力と使用枚数
太陽電池モジュールの最大出力の合計値		k W
※ 小数点 2 桁未満は四捨五入		
パワーコンディショナ	(1)	パワーコンディショナの形式名
	(2)	パワーコンディショナの製造番号
	(3)	製造者名
	(4)	定格出力
	(5)	系統連系について承認を受ける電気事業者
太陽電池の設置方法	(1)	太陽電池の設置場所 <input type="checkbox"/> 新築住宅の屋根上 <input type="checkbox"/> 既設住宅の屋根上 <input type="checkbox"/> 地表上 <input type="checkbox"/> ベランダ <input type="checkbox"/> その他
	(2)	太陽電池の固定方法 <input type="checkbox"/> 建材一体型 <input type="checkbox"/> 架台設置型

2 太陽電池モジュールの製造番号及び最大出力

番号	製造番号 (左詰めで、英字は大文字で記入すること。)	最大出力(W)
1		.
2		.
3		.
4		.
5		.
6		.
7		.
8		.
9		.
10		.
11		.
12		.
13		.
14		.
15		.
16		.
17		.
18		.
19		.
20		.
21		.
22		.
23		.
24		.
25		.
26		.
27		.
28		.
29		.
30		.

※太陽電池モジュールの製造番号及び最大出力の記載は、出力対比表の写しの提出に代えることができる。

第12号様式（第12条関係）

尾張旭市住宅用地球温暖化対策設備設置費補助金交付額確定通知書

第 号
年 月 日

様

尾張旭市長 印

年 月 日付けで交付の決定をした尾張旭市住宅用地球温暖化対策設備設置費補助金について、次のとおり交付額を確定しましたので通知します。

- 1 受付番号
- 2 補助金交付決定額
- 3 補助金交付確定額

第13号様式（第13条関係）

尾張旭市住宅用地球温暖化対策設備設置費補助金交付請求書

年 月 日

尾張旭市長 殿

〒

申請者 住所
氏名
電話

尾張旭市住宅用地球温暖化対策設備設置費補助金交付要綱第13条の規定により、次のとおり補助金を請求します。

1 補助金請求額 円

2 振込先

金融機関名	銀行 信用金庫 農協 店
預金の種別	普通 ・ 当座
口座番号	
ふりがな	
口座名義人	

第14号様式（第14条関係）

尾張旭市住宅用地球温暖化対策設備設置費補助金処分承認申請書

年 月 日

尾張旭市長 殿

〒

申請者 住所
氏名
電話

尾張旭市住宅用地球温暖化対策設備設置費補助金交付要綱第14条の規定により、次のとおり財産処分の承認を申請します。

- 1 補助金交付額確定通知書番号
- 2 設備の設置場所
- 3 補助額確定者氏名
- 4 処分の方法

該当する項目を○で囲んでください。

売却	譲渡	交換	貸与	担保	廃棄	その他
----	----	----	----	----	----	-----

「その他」については具体的に記入してください。

- 5 処分の時期
- 6 処分の理由

第 1 5 号様式（第 1 5 条関係）

尾張旭市住宅用地球温暖化対策設備設置費補助金交付決定取消通知書

第 号
年 月 日

様

尾張旭市長 印

年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定をした尾張旭市住宅用地球温暖化対策設備設置費補助金について、同補助金交付要綱第 1 5 条の規定により次のとおり交付決定を取り消しますので通知します。

- 1 受付番号
- 2 既補助金交付決定額
- 3 補助金交付決定取消額
- 4 取消しの理由